

**令和7年度 沖永良部与論地区広域事務組合
パートタイム会計年度任用職員募集要項（共通事項）**

- 1 別添募集要項のとおり、パートタイム会計年度任用職員を募集します。
パートタイム会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条第1項第1号に規定する地方公務員をいい、服務についても地方公務員法に則り各規定が適用されます。
(詳細は、別紙を参照してください。)
- 2 年齢制限はありません。また、性別は問いません。
- 3 応募要領にしたがって応募してください。
- 4 応募書類の受付期間は、1月19日（月）から2月13日（金）までです。
応募書類を郵送する場合は、2月13日（金）必着とします。また、その際は、封筒の表に「応募書類在中」と朱書きしてください。
- 5 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 6 試験日は、自然災害等により、やむを得ず変更する場合があります。
- 7 試験の実施について、緊急のお知らせがある場合は、直接電話で案内します。

パートタイム会計年度任用職員 募集要領

1	職 種	介護保険事務局 調査員
2	業務内容	介護認定調査員
3	勤務場所	介護保険事務局
4	期 間	令和8年3月1日 ~ 令和9年3月31日
5	試用期間	条件付採用期間1か月
6	勤務時間	午前8時30分~午後5時(7時間30分)
7	休憩時間	正午~午後1時
8	週の勤務日	月曜日~金曜日
9	休 日	土日、国民の祝日、12月29日~翌年1月3日
10	休 暇	年次有給休暇ほか忌引休暇・出勤困難休暇等
11	時間外労働	基本的になし。ただし、所属長の判断により時間外勤務を指示する場合があります。
12	給 与	看護師 日額 9,976円(月払い) 介護福祉士 日額 9,382円(月払い) ほか保持資格による 組合での雇用期間によって増額されることがあります。 組合職員の給与に関する条例の行政職給料表の改正に伴い変動があります。
13	加入保険	社会保険・雇用保険(要件に該当する方)
14	応募資格	介護福祉士又は看護師等の資格保持者
15	応募方法	履歴書兼応募用紙を介護保険事務局へ提出 (令和8年2月13日(金)まで)
16	選考方法	①面接及び作文 ②面接 (応募者が募集人員を超えた場合は①、超えない場合は②を実施します。)
17	選考日時	令和8年2月20日(金) 10時から実施
18	合否の結果の通知	令和8年2月25日(水)までに、郵送にて通知
19	募集人員	1名
20	備 考	

第1号様式(第3条関係)

沖永良部与論地区広域事務組合パートタイム会計年度任用職員 履歴書兼応募用紙

希望する職			
受験番号	※記入しないでください。		
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和 年 月 日	生満	歳)
平成	(〒 —)		
現住所 (町名から記入)	電話()	—	携帯電話()
組合での職歴	部署	仕事内容	期間 (不明な場合、おおよその年月を記入してください。)
	現在又は最終		年 月 日 ～ 年 月 日
	その前		年 月 日 ～ 年 月 日

職歴

勤務先	在職期間 (不明な場合、おおよその年月を記入してください。)		職務内容
	年	月	
	～		
	年	月	日

免許・資格(希望する職に必要な免許等を記入してください。)

免許・資格等の名称		免許状・資格証等の写しを添付してください。

志望の動機

--

(写真欄)
申込み前3か月以内に帽子をつけてないで正面半身を撮影した縦4cm
横3cmのもので、本人と確認できるものを貼ってください。

服務に関する事項

地方公務員法(抜粋)

発令：昭和25年12月13日法律第261号

第六節 服務

(服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては 任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第三十六条 職員は、政党その他の、政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において 第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあお

つてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護すること目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

退職に関する事項

1 自己都合退職の手続き 退職する2週間以上前に届け出でください。

2 免職の事由及び手続き

(1) 分限免職(地方公務員法第28条第1項)

次の場合のいずれかに該当する場合は、「沖永良部与論地区広域事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより免職される場合があります。

- ① 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- ② 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ③ 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(2) 懲戒免職(同法第29条第1項)

次の場合に一に該当する場合は、「沖永良部与論地区広域事務組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。

- ① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の任用等に関する規程(抜粋)

第3条 会計年度任用職員を任用しようとする場合は、公募を行い、応募があった者について選考を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないで選考を行うことができる。

- (1) 現に任用されている会計年度任用職員で、再度の任用希望の意思があり、再度の任用の直前の任期において、勤務状況が良好であると任命権者が認める者を選考の対象とする場合
- (2) 公募を行った結果、有効な応募がなかった場合又は公募による選考を行った結果、職務遂行に必要な能力を有すると認められる者がいなかった場合
- (3) 設置される職が、必要とされる知識、経験、技能等の内容又は任用の緊急性等の事情により、公募により難いと認める場合

2 同一の者を5年を超えて引き続き任用することはできない。前項第1号の規定により、公募によらないで選考を行う場合にあっても同様とする。ただし、新たに公募による選考を行う場合において5年を超えて引き続き任用された者が、当該公募に応募することを妨げるものではない。

第4条 任命権者は、組織の改廃、業務の都合等により会計年度任用職員の就業の場所又は従事する業務の変更(次項において「異動等」という。)を命ずることができる。

第5条 会計年度任用職員は、任期の満了によって当然に退職するものとする。

2 会計年度任用職員は、任期満了前に退職願(第5号様式)により、退職を申し出ることができる。

3 前項の退職願は、退職しようとする日の2週間前までに所属長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。